

第 29 回体協企調発第 23 号
平成 29 年 6 月 15 日

本会加盟・準加盟団体
事務局長 殿

公益財団法人 日本体育協会
事務局長 河内 由博



体育館の床板剥離による負傷事故の防止について

平素より本会国民スポーツ推進事業に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年5月29日付けでスポーツ庁から体育館の所有者及び管理者に対し、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」（通知）が発出されました。

事故防止には、体育館の利用者もこのような事故のリスクについて認識し、競技前の床板の状況確認や適切な清掃等を行っていただくことが有効であるため、貴団体におかれましては、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止についてご留意いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、改めて体育館の床板の剥離による負傷事故の防止についてご周知いただきますよう何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 添付資料

- ・ (写)平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号文書「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」
- ・ (参考 1) 消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】
- ・ (参考 2) 消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書
- ・ (参考 3) 平成 29 年 5 月 29 日付消安委第 61 号文書「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」

【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人日本体育協会 総務部企画調整課
TEL : 03-3481-2269 FAX : 03-3481-2284